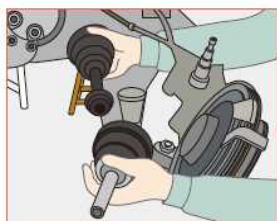


「自動車整備事業」の経営を 希望される皆様へ

自動車整備事業を経営するには地方運輸局長の認証を受ける必要があります。(道路運送車両法第78条)

〈 特定整備の対象装置と作業の範囲(例) 〉

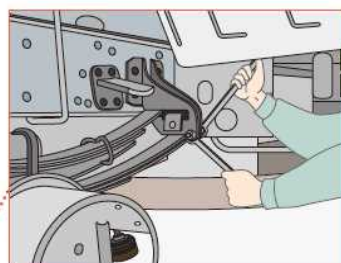
2 動力伝達装置
(ドライブシャフトなどの脱着)



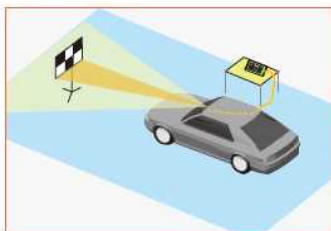
1 原動機 (エンジン脱着)



6 緩衝装置
(リーフスプリング脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用カメラ
の調整など)



5 制動装置
(ブレーキパッドなどの交換)



3 走行装置 (ロアアーム脱着)



4 かじ取り装置
(タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置
(自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている
窓ガラス・バンパーなどの脱着)



8 自動運行装置
(レベル3以上の自動運転を行うための
装置に係る整備・改造)

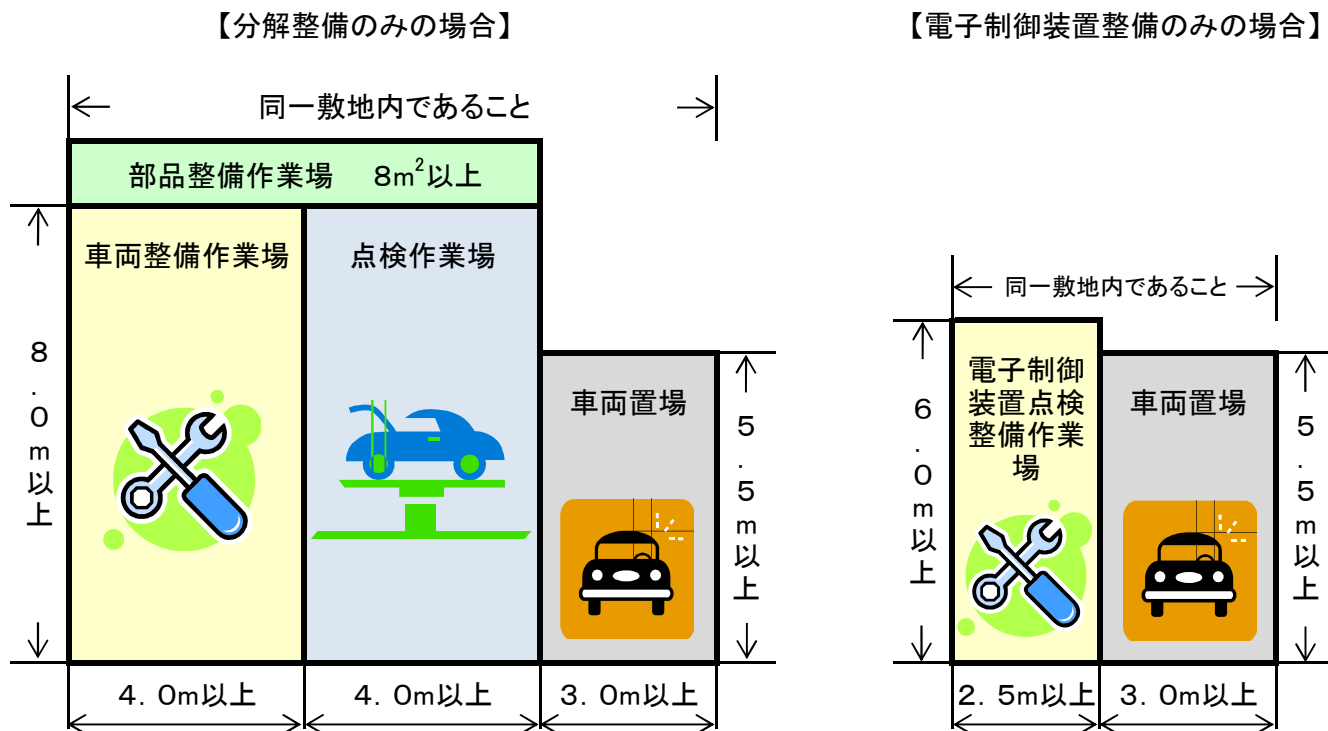
9 連結装置 (カプラ、キングピンの脱着)



国土交通省 関東運輸局

Kanto District Transport Bureau

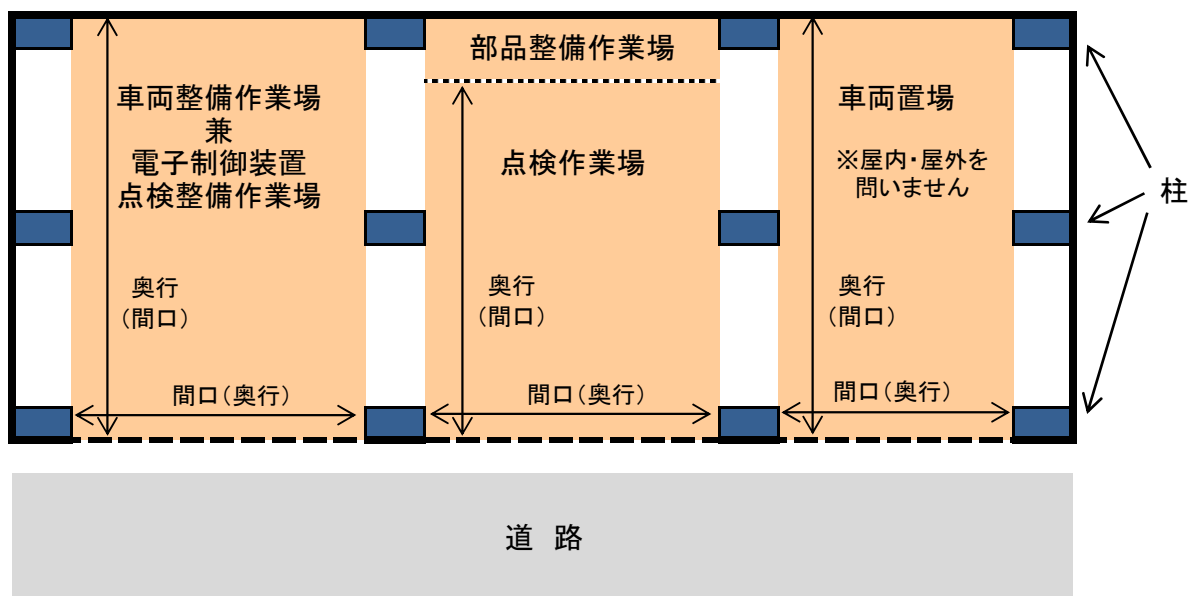
作業場及び車両置場の基準の早わかり図



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(乗用)」の例)

寸法測定方法の例

(内が有効な部分になります)



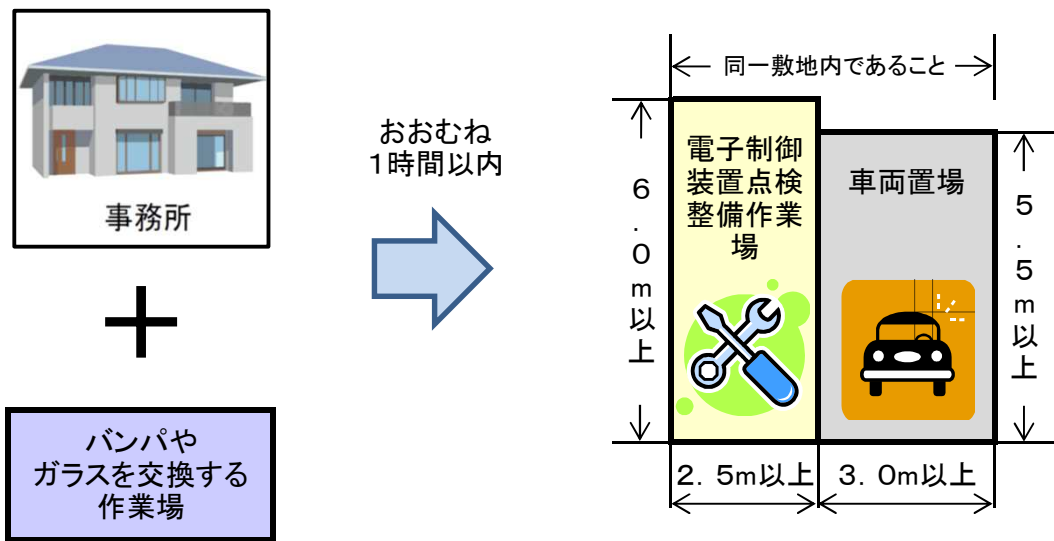
工場を設置する場所又は土地建屋等が、建築基準法、消防法、条例等の規制に適合するものかどうか、事前に確認しておく必要があります。

電子制御装置整備に限った取扱い

■一定の要件を満たすときは、事業場の所在地と離れた場所にある電子制御装置点検整備作業場及び当該作業場と同一敷地内に設けられた車両置場を、事業場の一部として扱うことができます。

■一定の要件を満たすときは、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を、他の特定整備事業者と共同使用することができます。

(電子制御装置整備のみを行う事業場が、離れた場所に電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を設ける例)



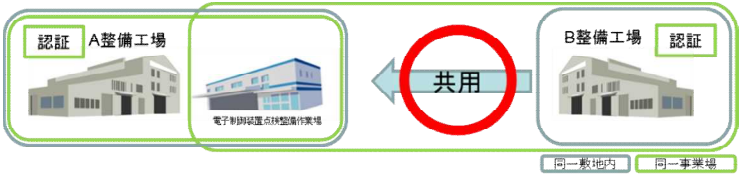
(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(乗用)」の例)

バンパやガラスを交換する作業場の寸法

対象とする自動車の種類	作業場の寸法	
	間口	奥行
普通自動車(大型) ・車両総重量8トン以上 ・最大積載量5トン以上 ・乗車定員30人以上	3m	11m
普通自動車(中型) ・最大積載量2トン超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	3m	8m
普通自動車(小型) ・貨物の運送の用に供するもの ・散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ・上二欄に掲げるものを除く	2.5m	6m
普通自動車(乗用) ・上三欄に掲げるものを除く 小型四輪自動車 小型三輪自動車	2.5m	5.5m
軽自動車	2m	3.5m

電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する例

①電子制御装置点検整備作業場を有しないB整備工場が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



②電子制御装置点検整備作業場を有するA整備工場とB整備工場が、それぞれの電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



③電子制御装置点検整備作業場を有しないb事務所(バンパやガラスを交換する作業場あり)が、A整備工場の電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を共同使用する。



1. 設備の基準(作業場及び車両置場)

■事業場は、常時特定整備をしようとする自動車を収容することができる十分な場所を有し、かつ、分解整備を行う場合にあっては屋内作業場及び車両置場、電子制御装置整備を行う場合にあっては電子制御装置点検整備作業場及び車両置場を有するものであることが必要であり、屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、整備対象装置ごとに次ページのように定められています。

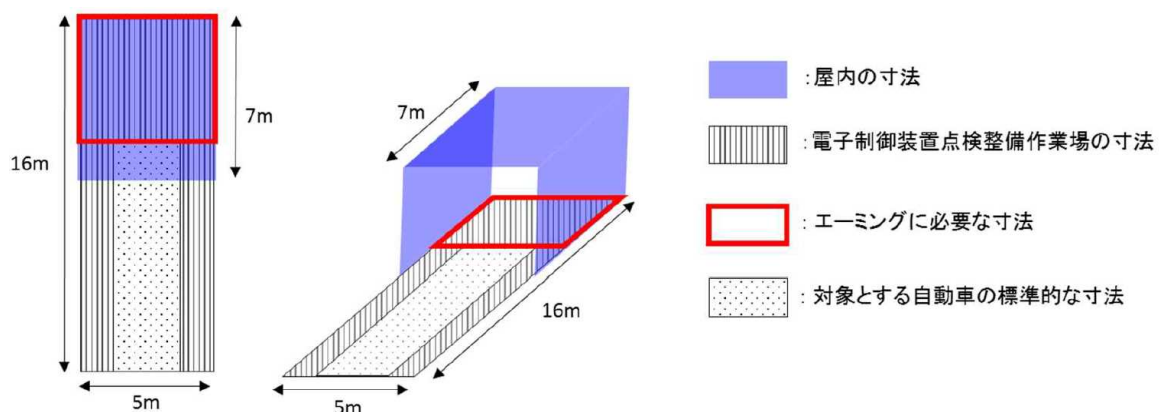
なお、電子制御装置点検整備作業場は、屋内作業場(車両整備作業場及び点検作業場に限る。)と兼用することができます。また、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用することもできます。

■二種類以上の特定整備を行う事業場の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模は、該当する特定整備の種類ごとに定められている基準のすべてに適合するものでなければなりません。

■屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であることが必要です。

■屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていることが必要です。

■電子制御装置点検整備作業場の屋内の考えは下図のとおりです。



(数値については、対象とする自動車が「普通自動車(大型)」の例)

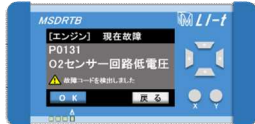
屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の規模

事業の種類	特定整備の種類			屋内作業場					電子制御装置		車両置場	
	対象とする自動車の種類	対象とする整備の種類	対象とする装置の種類	車両整備作業場		部品整備作業場	点検作業場		点検整備作業場		車両置場	
				間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行	間口	奥行
普通自動車特定整備事業	普通自動車(大型) ・車両総重量8トン以上 ・最大積載量5トン以上 ・乗車定員30人以上	分解整備	全ての装置	5m以上	13m以上	12㎡以上	5m以上	13m以上			3.5m以上	11m以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置	5m以上	12m以上	7㎡以上	5m以上	12m以上				
			制動装置									
	電子制御装置整備	電子制御装置整備	緩衝装置						5m以上 (うち、屋内5m以上)	16m以上 (うち、屋内7m以上)		
			連結装置	3.5m以上	12.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	12.5m以上				
			運行補助装置									
			自動運行装置									
	普通自動車(中型) ・最大積載量2トン超 ・乗車定員11人以上 ・上欄に掲げるものを除く	分解整備	全ての装置	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上			3.5m以上	8m以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			制動装置									
	電子制御装置整備	電子制御装置整備	緩衝装置						3m以上 (うち、屋内3m以上)	13m以上 (うち、屋内7m以上)		
			連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上				
			運行補助装置									
			自動運行装置									
	大型特殊自動車	分解整備	全ての装置	5m以上	10m以上	12㎡以上	5m以上	10m以上				
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置	5m以上	9m以上	7㎡以上	5m以上	9m以上				
			制動装置									
	電子制御装置整備	電子制御装置整備	緩衝装置									
			連結装置	3.5m以上	9.5m以上	7㎡以上	3.5m以上	9.5m以上				
			運行補助装置									
			自動運行装置									
小型自動車特定整備事業	普通自動車(小型) ・貨物の運送の用に供するもの ・散水自動車、広告宣伝用自動車、雪きゆう自動車その他特種の用途に供するもの ・上三欄に掲げるものを除く	分解整備	全ての装置	4.5m以上	8m以上	10㎡以上	4.5m以上	8m以上			3m以上	6m以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置	4.5m以上	7m以上	6㎡以上	4.5m以上	7m以上				
			制動装置									
	電子制御装置整備	電子制御装置整備	緩衝装置						2.5m以上 (うち、屋内2.5m以上)	7m以上 (うち、屋内3m以上)		
			連結装置	3m以上	7.5m以上	6㎡以上	3m以上	7.5m以上				
			運行補助装置									
			自動運行装置									
	普通自動車(乗用) ・上四欄に掲げるものを除く	分解整備	全ての装置	4m以上	8m以上	8㎡以上	4m以上	8m以上			3m以上	5.5m以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置	4m以上	6m以上	5㎡以上	4m以上	6m以上				
			制動装置									
	小型四輪自動車	電子制御装置整備	緩衝装置									
			連結装置	2.8m以上	6.5m以上	5㎡以上	2.8m以上	6.5m以上				
			運行補助装置									
			自動運行装置									
軽自動車特定整備事業	小型三輪自動車	電子制御装置整備	運行補助装置						2.5m以上 (うち、屋内2.5m以上)	6m以上 (うち、屋内3m以上)		
			自動運行装置									
	小型二輪自動車	分解整備	全ての装置	3m以上	3.5m以上	4㎡以上	3m以上	3.5m以上			2m以上	2.5m以上
			原動機									
			動力伝達装置									
			走行装置									
			操縦装置									
			制動装置									
	軽自動車	電子制御装置整備	緩衝装置									
			連結装置	2.5m以上	4.7m以上	4.5㎡以上	2.5m以上	4.7m以上				
			運行補助装置									
			自動運行装置									

2. 設備の基準(作業機械等)

事業場は、下表に掲げる作業機械等を備えたものであることが必要です。
(☐で囲んだ装置を対象とする特定整備を行う事業場が備えなければならないことを示しています。)

原：原動機、動：動力伝達装置、走：走行装置、操：操縦装置、制：制動装置、緩：緩衝装置、連：連結装置、運：運行補助装置、自：自動運行装置の略号です。

プレス  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	エア・コンプレッサ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	チェーン・ブロック  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ジャッキ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
バイス  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	充電器  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ノギス  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	トルク・レンチ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
水準器  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	サーキット・テスタ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	比重計 又は バッテリー・テスタ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	コンプレッション・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
ハンディ・バキューム・ポンプ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	エンジン・タコ・テスタ  整備用スキャンツールで代替することも可能 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	タイミング・ライト  整備用スキャンツールで代替することも可能 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	シクネス・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
ダイヤル・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	タイヤ・ゲージ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	検車装置  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	一酸化炭素及び炭化水素測定器  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
整備用スキャンツール  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ホイール・プーラ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	ベアリング・レース・プーラ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	グリース・ガン 又は シャシ・ルブリケータ  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自
部品洗浄槽  ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	運行補助装置の点検及び整備の体制 運行補助装置の点検及び整備をするにあたって必要となる技術上の情報及び運行補助装置の機能の調整(エーミング作業)に必要な機器を入手することができる体制 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	自動運行装置の点検及び整備の体制 自動運行装置の点検及び整備をするにあたって必要となる技術上の情報を入手することができる体制 ☐ 原 ☐ 動 ☐ 走 ☐ 操 ☐ 制 ☐ 緩 ☐ 連 ☐ 運 ☐ 自	※次のものについては、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであることが必要です。 ・一酸化炭素及び炭化水素測定器 ・整備用スキャンツール

注1：小型二輪自動車のみを対象とする事業場は不要です。

注2：内燃機関の点検を行わない事業場は不要です。

注3：ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない事業場は不要です。

注4：大型特殊自動車のみ、又は、大型特殊自動車と小型二輪自動車の組み合わせのみを対象とする事業場は不要です。

注5：普通自動車(大型)、普通自動車(中型)又は大型特殊自動車を対象とする事業場以外の事業場は不要です。

2025.7.8

3. 従業員の基準

■事業場には、2人以上の特定整備に従事する従業員を有することが必要です。

■事業場において特定整備に従事する従業員は、次の要件を満たすことが必要です。



○分解整備のみを行う事業場

少なくとも1人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

○電子制御装置整備のみを行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

○分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者を有し、かつ、一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、特定整備に従事する従業員の数を4で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。)以上であること。

従業員数	整備士数
2人～ 4人	1人以上
5人～ 8人	2人以上
9人～12人	3人以上
13人～16人	4人以上

■事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であって、かつ、次の要件を満たす者のうち、少なくとも1人の特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させる者(整備主任者)を定め、届け出なければなりません。

○分解整備のみを行う事業場

一級又は二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者

○電子制御装置整備のみを行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者

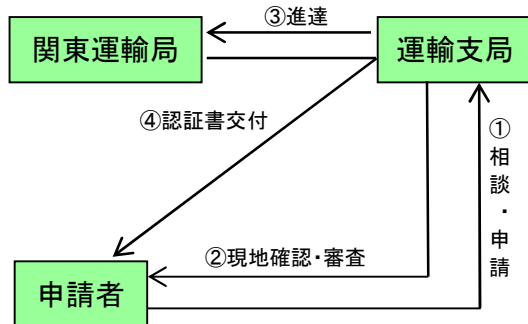
○分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定(一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。)に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定(当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。)に合格した者であって電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習を修了した者

認証の申請

1. 認証の申請書類は、事業場の所在地を管轄する運輸支局長を経由して、関東運輸局長に提出していただくことになります。

2. 申請書の様式は、運輸局及び運輸支局のWebサイトに掲載していますのでご活用ください。



提出書面

1. 自動車特定整備事業の認証新規申請書
2. 申請者及び役員を特定できる書面
・登記簿謄本等(法人)
・戸籍謄本または住民票等(個人)
3. 事業場の所在地を証する書面
・土地又は建物の登記簿謄本等
4. 整備主任者(選任・変更)の届出書
5. 整備士合格証書(写)
6. 電子制御装置整備を行う場合は、講習の修了証(写)
7. その他、特に必要と認められる書類



お問い合わせ先

◆関東運輸局自動車技術安全部整備課

〒231-8433

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎18階

TEL045-211-7254

<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/>

◇東京運輸支局

〒140-0011

東京都品川区東大井1-12-17

TEL03-3458-9231(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tokyo/

◇千葉運輸支局

〒261-0002

千葉県千葉市美浜区新港198

TEL043-242-7336(音声ガイダンス「3」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_chiba/

◇神奈川運輸支局

〒224-0053

神奈川県横浜市都筑区池辺町3540

TEL045-939-6800(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_kanagawa/

◇茨城運輸支局

〒310-0844

茨城県水戸市住吉町353

TEL029-247-5348(音声ガイダンス「3」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_ibaraki/

◇埼玉運輸支局

〒331-0077

埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2

TEL048-624-1835(音声ガイダンス「2」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_saitama/

◇栃木運輸支局

〒321-0169

栃木県宇都宮市八千代1-14-8

TEL028-658-6123

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_tochigi/

◇群馬運輸支局

〒371-0007

群馬県前橋市上泉町399-1

TEL027-263-4440(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_gunma/

◇山梨運輸支局

〒406-0034

山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9

TEL055-261-0880(音声ガイダンス「4」)

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanashi/